野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を疑う事例について

- 野鳥の回収日10月4日(水)
- 回収場所空知管内美唄市
- 野鳥の種類等 ハシブトガラス 1羽 検査時死亡

〇 検査等

回収日に環境省北海道地方環境事務所が<u>簡易検査</u>を実施、<u>A 型鳥インフルエンザウイル</u>スの陽性反応を確認。

同省は、同日、回収地点の半径 10km の区域内を野鳥監視重点区域に指定。 現在、環境省の依頼を受けた国立環境研究所が遺伝子検査(病原性の判定等)を実施中。

〇 今後の対応(野鳥関係)

空知総合振興局は、野鳥監視重点区域において監視を強化。 なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はない。

【参考】

過去の道内発生シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ感染初確認日(H22 以降)

H22 : 10/14 (10件)

H28: 11/24(10件)

R 2 : 10/23 (2件)

R 3 : 1/2 (70件)

R 4: 10/8 (39件)

(件)はシーズン中の感染確認件数

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対応について

1 発生状況等

(1)海外

・令和5年においても、オーストラリア以外の大陸で夏季でも発生が確認 されるなど、世界的に流行しており、7月には南樺太の野鳥で確認され るなど、渡り鳥が国内にウイルスを持ち込むリスクが高い状況。

(2)国内

・令和4年秋からのシーズンは、10月28日に岡山県で発生して以降、過去最多となる84事例で約1,771万羽が殺処分対象。

(3) 道内

- ・令和4年秋からのシーズンは、家きん飼養農場で5事例が発生。
- ・備蓄資材のストックポイントを活用し、効率的な資材供給を行いなが ら、国、自衛隊、関係団体等の人的支援、物的支援を受け、殺処分、埋 却等の一連の防疫措置を実施。

(4)疫学調查報告

- ・国は、7月に、昨シーズンの発生事例に関する疫学調査報告書を公表。
- ・調査の結果、発生農場では、
 - ▶ 一部の従業員や外部事業者の衛生対策が不徹底
 - ▶ 敷地内の死亡カラスからウイルス陽性・野生動物の侵入
 - ▶ 鶏舎の破損と隙間の存在と野生動物の侵入 等 を確認。
- ・結果を踏まえ、報告書では、
 - ▶ 鶏舎に出入りする作業者全員のウイルス持込み防止
 - 野生動物等の誘引防止対策
- ▶ 日頃のネズミ駆除や普段目の届きにくい入気口の点検等の対策 の徹底が発生防止対策に必要と提言。

2 発生の未然防止に向けた取組

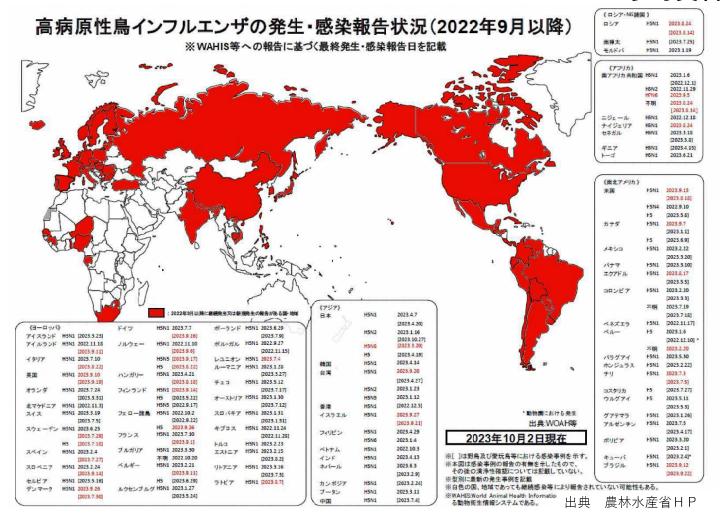
- (1)家きん飼養農場における自己点検及び侵入防止対策の徹底の指導
 - ・リスクシーズンに入る前の9月までに、立入指導等により、注意喚起や毎月の自己点検(消毒や野生動物の侵入防止に係る7項目)、不備があ

- った場合の改善等の侵入防止対策について、改めて徹底するよう指導。
- ・美唄市のカラスの簡易検査陽性事例を踏まえ、10月5日に養鶏関係者等に対して、対策の徹底に関する通知を発出。
- (2) ネズミ対策に関する講習会の開催
 - ・農場管理者等のネズミ駆除に関する技術向上を図るため、専門家を講師とした講習会を生産者団体と共催。
- (3) 飼養衛生管理の優良事例の収集と発信
 - ・各養鶏場が実施している、侵入リスクの低減に向けた効果的な取組について、工夫しているポイントともに整理した事例集を作成し、関係者への配付や、SNSを活用して広く周知。
- (4) ため池における野鳥飛来防止対策の検討
 - ・地域的な野鳥の誘引防止対策として、農場の近隣のため池の対策を検討 するため現地調査を実施。結果的に道内に対策を要するため池は無し。
- (5)野鳥の回収場所周辺の対応
 - ・野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルス確認地点を中心に、半径 3km 以内に所在する農場(100 羽以上飼養)に対し、速やかに異常の有無を確認し、侵入防止対策の徹底を指導。
- (6)農場の定期的なモニタリング検査(臨床検査・抗体検査等)

3 発生に備えた取組

- (1) 危機管理体制の維持
 - ・本庁及び(総合)振興局において警戒本部を継続設置し、定期的に幹事 会を開催して危機管理意識を共有。
 - ・各ストックポイントの防疫資機材の補充のほか、発生時の対応を踏まえ た拡充するとともに、随時点検等の管理を実施。
- (2) 防疫協定の締結等
 - ・防疫資材の供給や貸与、殺処分用炭酸ガスの輸送、埋却作業及び消毒ポイントでの消毒作業などについて企業や関係団体と防疫協定等を締結。
- (3)農場ごとの防疫計画の点検と見直し
 - ・防疫計画について、大規模農場での防疫対応時の従業員の動線等も含めた点検と見直し。
- (4) 防疫訓練・演習の実施
 - ・9月4日に、本庁対策本部指揮室設置訓練を実施。
 - ・各(総合)振興局において、机上及び実地形式で防疫演習や訓練を実施。

参考資料



南樺太における高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型



野鳥

<事例1> 開始日:2023年7月20日

場所:サハリン州ドリンスク市

動物種:ウミスズメ科(種未同定、野鳥)

症例数:1(死亡)

<事例2>開始日:2023年7月25日

場所:サハリン州マカロフ市

動物種:ウミスズメ科(種未同定、野鳥)

症例数:242 (死亡)

<事例3>開始日:2023年7月25日

場所:サハリン州コルサコフ市

動物種:ウミスズメ科(種未同定、野鳥)

症例数:1(死亡)



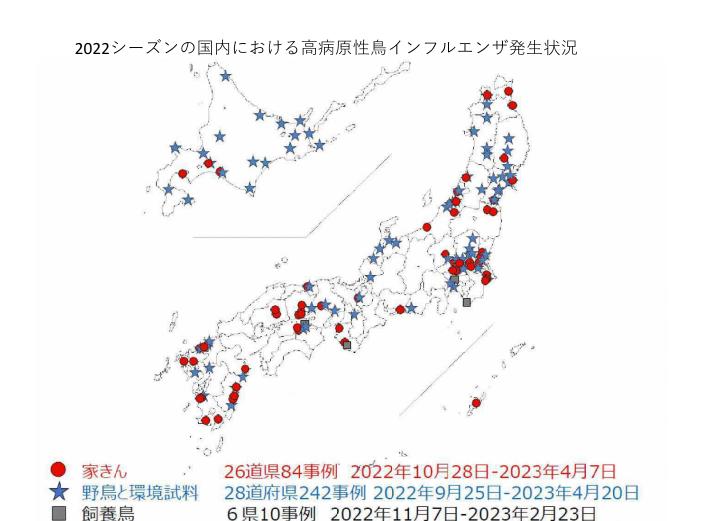
野生哺乳類

<事例> 開始日: 2023 年8月13 日 場所: サハリン州コルサコフ地区

動物種:キタオットセイ

症例数:1(死亡)

出典 令和5年度越境性動物疾病防疫対策強化推進会議 資料



北海道内の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例と防疫対応状況

出典 令和5年度越境性動物疾病防疫对策強化推進会議 資料

	2016 シーズン	2021シーズン				2022シーズン				
発生農場 所在地	清水町	白老町	網走市	釧路市	網走市	厚真町	伊達市	千歳市	千歳市	千歳市
発生月日	12月16日	4月16日	4月16日	4月26日	5月14日	10月28日	11月7日	3月28日	4月3日	4月7日
家きんの種類	採卵鶏	採卵鶏	エミュー 採卵鶏	エミュー	採卵鶏	肉用鶏	肉用鶏	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏
殺処分羽数	約28万羽	約52万羽	約600羽	約100羽	約760羽	約 17 万羽	約15万羽	約53万羽	約38万羽	約30万羽
農場の 防疫措置終了月日	12月24日	4月27日	4月20日	4月27日	5月15日	11月3日	11月13日	4月5日	4月11日	4月14日
制限区域の 解除月日	1月15日	5月19日	5月12日	5月19日	6月6日	11月25日	12月5日	5月6日	5月6日	5月6日

飼養衛生管理基準項目24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



集卵コンベア開口部



排気ファンの金網脱落・シャッター破損





鶏舎開口部の金網の破損・湾曲



鶏舎外側出荷用出入口扉の隙間

飼養衛生管理基準項目24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



防鳥ネットの破れと鶏舎の壁の破損



鶏舎のモニター式屋根の隙間から侵入したハト





鶏舎内で確認された猫と鶏の死体の食害

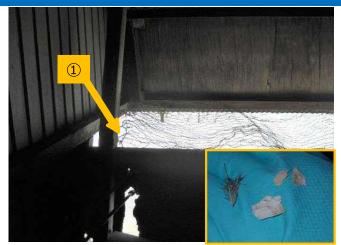


堆肥舎に侵入していたカラス



野ざらしの鶏糞置場。卵や死んだ鶏が廃棄されていた。

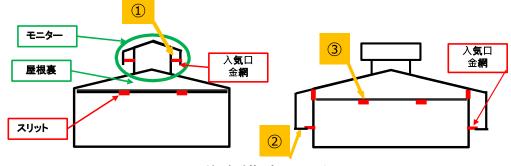
飼養衛生管理基準項目24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



モニターの金網破損とカラスが運んだと 思われる羽及び卵殻



鶏舎側面の入気口木板の破損と天井裏の中型哺乳動物のものと思われる糞



鶏舎構造の一例

(注:モニターや入気口の形状や位置、屋根裏の有無等は鶏舎によって様々)



堆肥舎内の死亡カラス(HPAI陽性)

飼養衛生管理基準項目26 ねずみ及び害虫の駆除



鶏舎(クーリングパッド)のかじり跡



鶏舎基部の隙間



飼槽内のネズミ







鶏舎内で確認されたネズミ、子ネズミ、糞

飼養衛生管理基準項目27「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」





果樹や、飼料パイプライン下の こぼれた飼料と近くの野生動物の糞

結果



樹木の枝が伸びた先に、金網に埃がない場所があり、スズメ等の侵入口と思われる

農場敷地内の草むらの獣道を自動撮影カメラで夜間 記録(11日間)



	1 H 7 7				
動物種	撮影された				
到1701里	日数				
タヌキ	5				
アナグマ	6				
ネコ	2				
キツネ	1				
イタチ科	1				
(テン?)					



5 P+57



発生鶏舎横の木製パレット の鳥の巣

疫学調査時に確認された農場における症状



鶏冠チアノーゼを呈した死亡鶏



顔面の浮腫





同一ケージ内でのまとまっての死亡・衰弱

発生農場の周辺で見られた注意すべき環境





川岸に飛来した多数のカモ類



田畑に飛来した多数の鳥類



沼地に飛来する鳥類

5 22/23シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言

22/23 シーズンの我が国における本病の発生を踏まえ、来シーズンに向けて発生 予防・まん延防止対策の強化・徹底について検討を行った。

近年の国内及び世界各地での本病の発生状況、多様なウイルスの出現状況等を 考慮すると、本年も秋以降、渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが国内へ持ち込 まれることが懸念される。また、近年は国内での野鳥の感染確認及び家きんでの 発生期間が長期化する傾向にある。

このため、22/23シーズンの疫学調査の結果に基づき、飼養者、国・都道府県、関係機関・団体、市町村を始めとする全ての関係者に対する今後の防疫対策の在り方を以下に提言するので、従来から行っている対策に加え、来シーズンに向け、全ての関係者が一体となって対応し、全国的に更に厳重な防疫体制を構築されたい。

(1) 重点対策期間

22/23シーズンの国内においては、9月25日に神奈川県で回収された死亡ハヤブサ陽性で初の感染が確認されており、秋の渡りの初期には猛きん類の捕食対象のカモ類等にある程度感染が拡大していたと考えられる。このことから、野鳥でウイルスが確認されていなくとも、渡り鳥の渡来が始まった時点で国内にウイルスが侵入していると想定し、渡りが本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備する必要がある。

家きん発生事例数の月別のピークは22/23シーズンでは12月で、次いで11月及び1月が同数であり、一方野鳥での感染確認はそれよりも早い11月がピークとなった。過去のシーズンにおいても、家きんでは2014年以降は12月又は1月がピークとなっている。このことから、来シーズンはこれまで同様に10月から翌年5月までの間の対策が求められるが、特に、11月から翌年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、北海道、東北等の渡り鳥の渡来及び北帰行の時期が異なる地域については、地域の実情に応じて重点対策期間を設定することが求められる。

(2) 農場及び家きん舎への侵入防止

1) 農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止(飼養者向け対策) ア 疫学調査において、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る際の車両・器具 の消毒、専用衣服・靴の着用、手指消毒等を実施していない事例が見られ た。また、比較的管理の良い農場でこれらの衛生対策を実施している旨の説 明があった場合でも、消毒・更衣前後の動線の交差や、使用する消毒薬の選 択、濃度及び交換頻度が適切ではないと考えられる事例が見られた。さら に、飼養管理者は衛生対策を実施しているが、鶏糞、堆肥等の一部作業者、 外来事業者では実施をしていない、又は農場側がその実態を把握していない 事例が見られた。

農場周辺環境はウイルスに汚染されていることを前提に、病原体によって 汚染されている可能性が少ない清浄区域として、家きんへの病原体侵入リス クを低減するために衛生管理区域が設定されるものであることから、その設 定に当たっては、外部と家きん舎の間の緩衝地帯として適切に機能するよう に、農場内の必要な敷地・施設を衛生管理区域とした上で、車両、人、物品 の適切な場所や方法での消毒、更衣等の徹底が重要である。

また、野鳥・野生動物等により持ち込まれたウイルスが家きん舎周囲に存在している可能性を念頭に、家きん舎外で使用した長靴や手指にはウイルスが付着していると想定し、家きん舎への立入り時には必ず家きん舎専用靴への履き替え、手指消毒及び手袋の交換を行う必要がある。

したがって、衛生管理区域又は家きん舎に立ち入る全ての作業従事者及び 外部事業者にこれらの衛生対策を徹底させることが重要である。特に、消 毒・更衣前後で動線が交差しないよう、衛生管理区域入口や更衣場所周囲で は動線を再度確認して設定することや、衛生管理区域及び家きん舎の更衣場 所内部ではすのこ等により明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接 又は間接的に接触しないよう分離を徹底する必要がある。

【参考】家きん飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/hpai_taisaku.html

- イ 採卵鶏の発生農場においては飼養規模が大きい傾向が見られたことから、 原因の特定はされていないものの、規模が大きい場合にあっては、一般的に 人・物の出入りする機会が多くなり、相対的にウイルスの侵入リスクが高く なる可能性があることを念頭に、全ての農場従事者及び外部事業者につい て、上記の飼養衛生管理を徹底することが重要である。また、施設及び飼養 管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、侵入リスク及び発生時 の感染拡大リスクを低減することも検討し得るものと考えられる。
- 2) 農場及び家きん舎への野鳥・野生動物の侵入防止(飼養者向け対策) 発生農場においては、農場敷地内に野鳥・野生動物の侵入又はその痕跡が認められる事例が多く見られた。また、家きん舎についても、壁・天井、クーリングパッド等に外部に通じる破損・隙間、ネズミのかじり跡が確認された事例や、調査時に家きん舎内で実際にスズメ、カラス、ネコ等の侵入が確認された事例が見られた。

また、農場敷地内又は周辺でHPAIV 陽性の死亡カラスが確認されており、感染した野鳥・野生動物により農場周辺や衛生管理区域がウイルスに汚染され、それが人・物を介して家きん舎に持ち込まれる可能性に加え、野鳥の糞等に由来する粉じんや羽毛が入気口から取り込まれる可能性も否定できない。周辺で

カラス等の野鳥・野生動物の死亡例が確認されていない場合であっても、農場付近の環境にウイルスが侵入している可能性があることに注意が必要である。このため、来シーズンも引き続き次の野鳥・野生動物の侵入防止対策を徹底

- ア 農場敷地内の整理・整頓(誘因となる飼料タンク付近のこぼれ餌の片付け、野生動物の隠れ場所となる物品の片付け、家きん舎周辺に草やぶ、実のなる植物、巣づくりや止まり木に利用される枝等がないよう草刈りや木の剪定・伐採等)、堆肥舎や鶏糞搬出口へ防鳥ネット等の覆いを設置、野鳥・野生動物を誘引しないように廃棄卵及び家きん死体の処理を適切に行うこと
- イ 飼養衛生管理基準に基づき日頃からのネズミ及び害虫の駆除を行うとともに、日常的に家きん舎の破損等を点検すること。特に、①ウインドウレス鶏舎のように一見隙間がないように思われる家きん舎であっても、飼養管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してネズミ、ネコを始めとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し、侵入防止対策を講じること、②普段目が届きにくい場所(屋根上に設置されたモニター、鶏舎天井裏等)について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うこと
- ウ 野鳥・野生動物を家きん舎に入れないことはもちろん、入気口からの粉じん、羽毛等の取込みによるウイルスの家きん舎への侵入の可能性を念頭に、家きん舎の屋根、入気口等に近づけないよう、野鳥避けの設置や、一歩踏み込んだ入気口対策(フィルター、細霧装置等の設置等)の実施を検討すること

(3) 農場への侵入防止(地域を含めたより幅広な対策)

する必要がある。

1) 農場周辺の水場・環境での野鳥・野生動物対策(飼養者、都道府県等自治体向 け対策)

多くの発生農場の近隣で水鳥類が飛来する可能性がある池や川等の水場が確認された。家きん舎へのウイルスの侵入防止のためには、ウイルスを伝播する可能性のある野鳥を衛生管理区域に近寄らせないことが重要であることから、農場周辺のため池等の水場において水抜きや、不可能であれば防鳥ネットや忌避テープを張る等の取組を行うことが重要である。

また、野鳥・野生動物によるウイルスの拡散防止のため、①本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為は控えること、②野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に自治体に連絡して検査、処分等の対応をすること、③同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合には、自治体に速やかに連絡すること等の取組を徹底することが重要である。

- 2) 農場周辺環境を介したウイルスの拡散防止対策(飼養者、都道府県、関連事業者向け対策)
 - ア 半径 3km 以内の複数農場で発生が確認された事例が多く見られ、一部地域では死亡鶏保管庫、鶏糞処理場等の共同施設を利用している事例が見られた。本病シーズン中には、共通して利用する道路等の周辺環境がウイルスに汚染されている可能性も念頭に、農場及び共同施設への出入り時の消毒の徹底や、入気口対策等により、ウイルスの侵入を防止することが重要である。
 - イ 養鶏が盛んな地域においては、特に半径 3km 以内では同一の感染源又は農場間の伝播によるリスクが高くなることを想定し、密集地域での同時発生も想定した動員計画及び防疫資材の調達計画の整備並びに農場情報の把握(特に、複数農場や共同施設に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理)を行い、防疫体制を整備することが重要である。また、発生時には、早期発見・早期通報、迅速な殺処分及び封じ込めを徹底し、ネズミ、羽毛やふけ等によるウイルス拡散防止措置を講ずることが重要である。

(4) その他

1) 鶏以外の鳥種の防疫対策(飼養者、獣医師、都道府県向け対策) 22/23シーズンはあひる、うずら、だちょう及びほろほろ鳥での発生があり、 特にあひるではウイルスに感染していても死亡等の異状が明確でない事例が認 められたことから、これらの鳥種については鶏と異なり特徴的な臨床症状や死 亡率の増加が起こらない可能性も念頭に、わずかな異状であっても通報し検査

また、これらの鳥種では、ひなの出荷により複数の関連農場が殺処分の対象となった事例があり、鶏とは生産・流通体制が異なることを念頭に、通報時における関連農場の迅速な把握が重要である。

2) 情報収集・調査研究(農林水産省、関係機関向け対策)

を行うといった積極的な対応が必要と考えられた。

我が国への侵入リスクの予察及び低減のためには、本病の世界各地での発生 及び対策状況、多様な遺伝子再集合ウイルスの出現状況、鳥類・哺乳類での感 染状況等を踏まえ、引き続き情報収集と動向の監視を行うことが重要である。

さらに、国内の家きん及び野鳥に由来するウイルスの遺伝子解析及び性状解析や海外のウイルス情報との比較解析、農場・鶏舎における発生要因のリスク分析等の研究体制を強化し、防疫体制の構築・維持に資することが重要である。

以上

畜 産 第 1 3 5 2 号 令和 5 年 (2023 年) 9 月 14 日

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知がありました。

高病原性鳥インフルエンザについては、2022年~2023年シーズン、全国 26 道県 84 事例で発生が確認されたところですが、海外での発生状況を踏まえると、この秋以降も本病ウイルスが国内に侵入する可能性は極めて高く、厳重な警戒が必要な状況です。

また、本病の防疫対策については、本年7月24日に農林水産省から昨シーズンの発生に係る疫学調査報告書が公表され、来シーズンに向けた防疫対策についての提言(以下、提言)が示されたところです。

本道においては、これからの渡り鳥の本格的な飛来の時期を迎えるに当たり、来年5月までの期間を本病防疫に係る重点対策期間とし、次のとおり強化した取組みを推進し、本病の発生予防対策に万全を期すこととしますので、貴会構成員等に周知いただきますとともに、引き続き、発生予防及びまん延防止に御協力をお願いします。

記

1 家きん飼養農場における発生予防対策の徹底

提言を踏まえ、別添リーフレット「高病原性鳥インフルエンザに厳重警戒」に記載した事項に留意の上、飼養管理の点検・改善を渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中に行う。

2 自己点検の実施

10月から5月までの間、家きん飼養農場において、農場の衛生管理のうち、特に本病の侵入防止に係る項目について自己点検(別添リーフレット「家きん自己点検の実施」を参照)を実施の上、不備がある箇所を直ちに改善するとともに、100羽以上の家きんを飼養する農場は、毎月、自己点検結果を最寄りの家畜保健衛生所に報告する。

3 異常家きんの早期発見・早期通報

平時から飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、飼養する家きんの健康状態を 注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加等の異状が確認された場合は、直ちに家畜 保健衛生所へ通報する。

連絡先

生產振興局畜產振興課家畜衛生係 主查(防疫)

TEL: 011-231-4111 (内線 27-783)

Mail: hayakawa. jun@pref. hokkaido. lg. jp

畜 産 第 1510 号 令和5年(2023年)10月5日

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

北海道美唄市で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡 易検査陽性の確認に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、令和5年10月4日に空知管内美唄市で回収された死亡野鳥(ハシブトガラス)において、簡易検査でA型インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨、環境省からプレスリリースされましたので、お知らせします。

本事例は、今年度の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて、国内で初めてとなる鳥インフルエンザウイルスの検出が疑われる事例です。

本病の防疫対策の徹底については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和5年9月14日付け畜産第1352号)により、飼養衛生管理の徹底や毎月の自己点検と改善について注意喚起しているころですが、本事例を踏まえ、別添リーフレットを活用の上、改めて貴会構成員等の関係者に対し注意喚起をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先

生産振興局畜産振興課 主査(防疫)

TEL: 011-231-4111 (内線 27-783)

Mail: hayakawa. jun@pref. hokkaido. lg. jp